

平成25年(ワ)第9521号, 同第12947号, 平成26年(ワ)第2109号,
平成28年(ワ)第2098号, 同第7630号 損害賠償請求事件

原告 第1次訴訟原告1-1 ほかに242名

被告 国 ほかに1名

被告国第20準備書面

平成29年11月30日

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

被告国指定代理人

鈴木和孝



清水真人



熊田篤



寺村隼人



帆足智典



鈴木優香子



原田剛



田中宏



作下秀作



竹原友深 

松村理紗 

高橋正史 

小川哲兵 

武田龍夫 

田中博史 

矢野諭 

前田后穂 

森川久範 

内山則之 

中野浩 


世良田鎮 

豊島広史 

谷川泰淳 

小野祐二 

西崎崇徳 

- 小山田 巧 
- 荒川 一郎 
- 中川 淳 
- 止野 友博 
- 木原 昌二 
- 山田 創平 
- 片野 孝幸 
- 村上 玄 
- 照井 裕之 
- 岡本 肇 
- 正岡 秀章 
- 皆川 隆一 
- 角谷 愉貴 
- 田尻 知之 
- 大塚 恭弘 
- 大浅田 薫 

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 岩 | 田 | 順 | 一 |  |
| 鈴 | 木 | 健 | 之 |  |
| 安 | 達 | 泰 | 之 |  |
| 森 | 野 | 央 | 士 |  |
| 高 | 城 | | 潤 |  |
| 河 | 田 | 裕 | 介 |  |
| 浅 | 海 | 風 | 音 |  |
| 白 | 津 | 宗 | 規 |  |
| 吉 | 永 | | 航 |  |
| 杉 | 原 | 裕 | 子 |  |
| 山 | 崎 | | 亮 |  |
| 高 | 野 | 菊 | 雄 |  |
| 伊 | 藤 | 弘 | 幸 |  |
| 山 | 瀬 | 大 | 悟 |  |
| 森 | 本 | 卓 | 也 |  |
| 水 | 越 | 貴 | 紀 |  |

宇田川 徹 

和田 啓之 

林 直紀 

荒木 淳一 

森家 隆文 

向田 昭彦 

小川 了亮 

坂野 聡 

大平 昌幸 

谷川 淑子 

| | | |
|----|--|----|
| 第1 | はじめに | 1 |
| 第2 | 大阪泉南アスベスト最高裁判決の規制権限不行使の違法性に係る判断枠組みの下でも、本件における被告国の規制権限の不行使が違法と評価される余地はないこと | 1 |
| 1 | 大阪泉南アスベスト最高裁判決の規制権限不行使の違法性に係る判断枠組みについて | 1 |
| 2 | 原子力規制に関する法令の趣旨・目的（求められる安全性の程度） | 2 |
| 3 | 規制権限行使における専門性及び裁量性（被害の重大性を踏まえた行政庁の裁量の広さ）について | 3 |
| 4 | 被害の予見可能性・切迫性について（被告国第5準備書面第2の1・5ないし22ページ参照） | 5 |
| | (1) 予見可能性の対象及び程度について的一般論 | 5 |
| | (2) 本件における予見可能性の有無について | 7 |
| | (3) 被害の発生の危険性が高度にかつ切迫していなくても予見可能性が認められる余地があるとしても、地震対策が喫緊の課題と認識されていた福島第一発電所事故前においては、津波対策をすべく規制権限を行使しなかったことが著しく合理性を欠くと評価される余地がないこと | 13 |
| 5 | 結果回避可能性について | 16 |
| | (1) 結果回避可能性の判断枠組みについて | 16 |
| | (2) 本件における結果回避措置として、福島第一発電所事故後に講じられたのと同様の規制措置を措定することはできないこと | 19 |

第1 はじめに

被告国は、本準備書面において、最高裁判所平成26年10月9日第一小法廷判決（民集68巻8号799ページ。以下「大阪泉南アスベスト最高裁判決」という。）を踏まえ、被告国は、規制権限不行使の枠組みを改めて整理し直すとともに、本件において被告国が規制権限を行使しなかったことが、当該判決の枠組みの下でも、違法と評価されるものではないことを主張する。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。参考までに本準備書面の末尾に略称語句一覧表を添付する。

第2 大阪泉南アスベスト最高裁判決の規制権限不行使の違法性に係る判断枠組みの下でも、本件における被告国の規制権限の不行使が違法と評価される余地はないこと

1 大阪泉南アスベスト最高裁判決の規制権限不行使の違法性に係る判断枠組みについて

被告国に規制権限の行使についての裁量が認められている場合において、規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法となるのは、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときに限られ、その判断に当たっては、被害の予見可能性、結果回避可能性のほか、実際に講じられた措置の有無及びその内容等の権限不行使が問題とされる当時の一切の事情が斟酌される必要がある。そして、その判断に際しては、被告国が負っている責任が二次的かつ補完的責任であることを踏まえても、なお、規制権限を行使しなかったことが不合理であると評価されるか否かが検討されなければならない。

近時の大阪泉南アスベスト最高裁判決においても、筑豊じん肺最高裁判決や関西水俣病最高裁判決が引用され、宅建業最高裁判決やクロロキン最高裁判決

とともに前記2つの最高裁判決で確立された立場が踏襲された立場，すなわち，「①規制権限を定めた法が保護する利益の内容及び性質，②被害の重大性及び切迫性，③予見可能性，④結果回避可能性，⑤現実に実施された措置の合理性，⑥規制権限行使以外の手段による結果回避困難性（被害者による被害回避可能性），⑦規制権限行使における専門性，裁量性などの諸事情を総合的に検討して，違法性を判断」する立場が維持されたものと解されている（角谷昌毅「最高裁判所判例解説」法曹時報68巻12号3161ないし3164ページ〔丙B第91号証〕）。

2 原子力規制に関する法令の趣旨・目的（求められる安全性の程度）

原子力基本法等の原子力規制に関する法令の趣旨・目的については，平成24年法律第47号による改正前の原子力基本法は，その目的を「原子力の研究，開発及び利用を推進することによつて，将来におけるエネルギー資源を確保し，学術の進歩と産業の振興とを図り，もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与すること」（同法1条）と定め，原子力技術を受け入れ，推進することを明らかにした上，原子力利用の基本方針について「平和の目的に限り，安全の確保を旨」とするものと規定していた（同法2条）。

また，福島第一発電所事故当時，炉規法及び電気事業法が原子力の安全を確保するための規制をしていたところ，炉規法は，原子炉の設置許可の基準の一つとして「原子炉施設の位置，構造及び設備が核燃料物質（…），核燃料物質によつて汚染された物（…）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること」を挙げ（同法24条1項4号），電気事業法は，原子炉の工事計画認可以降の段階における規制（後段規制）に用いる技術基準を経済産業省令で定めるに当たっての基準の一つとして「事業用電気工作物は，人体に危害を及ぼし，又は物件に損傷を与えないようにすること」を挙げ（同法39条2項1号）。

これらの規定からすれば，原子力規制に関する法令の趣旨・目的に，原子炉

の安全性を確保することで、原子炉施設の周辺住民の生命・身体や財産を保護することが含まれることは否定できないものの、これらの規定は、飽くまで原子力技術という科学技術を受け入れて利用することを前提として、これを規制するものである以上、これらの規定が想定する安全性は、科学技術を利用した施設に求められる安全性を意味していると解するのが相当である。そして、科学技術の分野においては、「絶対的な安全性」、すなわち、どのような重大かつ致命的な人為ミスが重なっても、また、どのような異常事態が生じても、原子炉内の放射性物質が外部の環境に放出されることが絶対にないといった達成不可能な安全性をもって安全と評価しているのではなく、「相対的安全性」、すなわち、科学技術を利用した施設などでは、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているものであるが、その危険性の程度が科学技術の利用により得られる利益の大きさと対比において、社会通念上容認できる水準であると一般に考えられる場合には、これをもって安全と評価するという考え方に依拠しているのであるから、これらの規定が想定する安全性は、このような「相対的安全性」を前提とした一定レベルの安全性を意味していると考えられる（高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇平成4年度417ないし419ページ参照）。

3 規制権限行使における専門性及び裁量性（被害の重大性を踏まえた行政庁の裁量の広さ）について

(1) 前記2からすると、規制権限の行使の判断（原子力発電所の設置許可処分段階の安全審査や後段規制の工事計画認可処分段階の技術基準への適合性審査における原子力発電所の安全性の判断）は、「相対的安全性」を前提とする判断であり、その当時の科学技術水準に基づく原子力発電所の安全性の判断にとどまらず、我が国の社会がどの程度の危険性であれば容認するかという観点をも踏まえた判断ということになる。

そして、この原子力発電所における科学技術水準に基づく安全性（裏返せ

ば危険性)の判断は、原子力工学を始め、核物理学、機械工学、放射線防護、地震学、津波学、地質学等多方面にわたる専門分野の知識経験を踏まえた将来予測となるところ、地震予知、津波予測といった未解明の事項が多く残る学術分野においては、その当時の知見の到達点を前提とせざるを得ない上、将来予測には工学的知見に基づいた安全解析も要することになる。

以上に照らすと、本件における規制権限行使の判断(原子炉の安全性に係る判断)は、規制行政庁の高度な専門技術的な判断を必要とするものであるから、前記2のとおり、原子力規制に関する法令の趣旨・目的に、原子炉施設の周辺住民の生命・身体といった重要な法益の保護が含まれていることや、原子力発電所事故は、その性質上、被害が重大なものとなりやすいことなどを考慮しても、その裁量の幅は高度の専門性に裏付けられた広範なものといわざるを得ない。

(2) しかも、仮に、規制権限不行使の違法性の判断枠組みにおける予見可能性の程度について、後記4(2)のとおり、確立した科学的知見に基づいて、被害が発生する危険性が高度にかつ切迫しているといえる程度まで必要でないとして解する場合には、予見可能性が認められたとしても、必ずしも優先して津波対策を採ることまでは求められないことになる。その場合、行政庁には、行政庁や原子力事業者の投資できる資源(資金や人材等)が有限であることに照らして、いかなる対策から実施していくのかという点についての裁量も認められてしかるべきであり、その判断には、「リスクの大きさに基づいてリソース(資源)を割く」という「グレーデッドアプローチ」に基づく専門技術的な判断が必要になる(IAEA基本安全原則(SF-1)[丙B第92号証]原則5、岡本意見書[丙B第85号証の1]11ページ、今村意見書[丙B第93号証]7ページ、阿部意見書[丙B第94号証]9、10、45ページ、被告国第15準備書面第1の1・1ないし6ページ)。そのため、仮に、予見可能性の程度を前記のとおりに解するのであれば、被告国の

裁量の幅はさらに広くなるというべきである。

4 被害の予見可能性・切迫性について（被告国第6準備書面第2の1・7ないし22ページ参照）

これまで、予見可能性の対象としての津波については主張してきたが、規制権限の行使の違法性に関連する事情として、①津波の予見の程度、すなわち、特定の津波を予見する科学的知見に関する裏付けの十分さ・知見としての確立性や成熟性と、②津波の切迫性、すなわち現実の被害の生じる危険性がどの程度差し迫っているかを明確に区別することなく論じてきた。しかし、規制権限の行使が義務付けられるための要素としては、前記①だけではなく②の事情もまた問題となると解されることから、以下、この点を補足する。

(1) 予見可能性の対象及び程度についての一般論

ア まず、規制権限を行使するための予見可能性は、結果回避措置の前提となるものであるから、採るべき結果回避措置が特定できる程度に具体的なものでなければならない。そして、その結果回避措置は、当然、実際に生じた被害を回避できるものでなければならないから、その予見の対象は、実際の被害と同程度又はそれ以上の被害でなければならないというべきである。

イ 次に、規制権限の行使は、被告国第6準備書面第2の1（7ないし22ページ）のとおり、被規制者に対して、権利・利益の制限や義務・負担を発生させるだけでなく、場合によっては刑事罰等による制裁を課すことになることになるものであるから、その規制権限の行使が認められるのは、規制権限の行使を正当化できるだけの客観的かつ合理的な根拠がある場合に限られるというべきである。そのため、被害が発生していない時点における行政庁の規制権限の行使が裁量の範囲内にあるというためには、少なくとも、予見すべき被害の内容が規制権限の行使を正当化できるだけの客観的かつ合理的な根拠（その根拠が科学的知見である場合には、確立した

科学的知見)によって裏付けられている必要があるというべきである(そのため、行政庁がそのような根拠なくして規制権限を行使した場合には、その規制権限の行使は違法となると考えられる。)

このように、行政庁は、合理的根拠なくして規制権限を行使することはできないのであるから、規制権限の不行使が違法となるというためには、少なくとも、予見すべき被害の内容が確立した科学的知見によって裏付けられている必要があるというべきである。

ウ さらに、規制権限の不行使が国賠法上違法と評価されるということは、行政庁が、法律上認められている、特定の規制権限を行使するか否かという点についての裁量や、規制権限を行使するとしていつ行使するかという点についての裁量を失って、責任を負うべきとされる一定の時点で、特定の内容の規制権限を行使すべき法的義務(作為義務)を負うということの意味するのであるから、実際に被害が発生していないにもかかわらず、そのような事態に陥るのは、直ちに規制権限を行使しなければ被害の発生を回避できない高度な危険性が認められ、かつ、行政庁がその危険性を認識していた又は容易に認識し得た場合に限られるというべきである。ましてや、これまで、被告国が本件訴訟の中で挙げた、被告国の規制権限不行使が問題とされてきた最高裁判例の事例のように、一定の被害が現実に生じており、これを被告国が認識している段階において、更なる類似被害の発生や既発生 of 被害の拡大・増悪を防止する場面での規制権限の行使ではなく、将来の不確実な自然災害に基づく被害の発生を予防する場面での規制権限の行使が問題とされている場合には、当該時点で事業者に対して権利制限を行うだけでは、国民に対して具体的な被害の回避といった現実的な利益を提供できるとは必ずしも言い難い状況にあることからすると、規制権限の行使に当たって、被告国がより謙抑的になるのはやむを得ないところであり、法的義務を導く際にはかかる事情も当然に考慮されるべきであ

る。

エ 以上を総合すると、一定の時点で規制行政庁に規制権限を行使すべき法的義務（作為義務）が発生する程度に予見可能性があるというためには、少なくとも、①実際に生じた被害と同程度の被害（ないしこれをもたらす災害）が発生する危険性が高度にかつ切迫していること、②①が確立した科学的知見に裏付けられていること、③当該公務員が①及び②を認識していた又は容易に認識し得る状況にあったことが必要であるというべきである。

したがって、予見すべき被害の内容が、行使すべき規制権限の内容を特定できないような抽象的なものにすぎなかったり、実際の被害の内容からかけ離れていたりする場合や、予見すべき被害が確立した科学的知見に基づかないような場合には、行政庁に規制権限を行使すべき法的義務（作為義務）が発生することは考えられないというべきである。特に、津波のような自然災害においては、抽象的な内容の被害の発生のおそれや、確立した科学的知見に基づかない被害発生のおそれによって安易に予見可能性が肯定されることになってしまうと、現在の地震学及び津波学の到達水準によっても、我が国のほとんど全ての海岸が、その敷地高に関係なく、敷地高を超える津波が到来することの予見可能性のあることになってしまうなど、予見可能性が法的義務（作為義務）導出のための基準として意味をなさなくなってしまうことになるから、そのような考えが採り得ないことは明らかというべきである。

(2) 本件における予見可能性の有無について

ア 本件における予見可能性の対象及び程度について

前記(1)からすると、本件で経済産業大臣に予見可能性があるというためには、①本件津波と同程度の津波が福島第一発電所に到来する危険性が高度にかつ切迫していること（前記(1)アのとおり、予見すべき津波の内

容は、採るべき結果回避措置の内容が特定できるものでなければならないから、本件津波と同程度の津波が到来することが予見できるというためには、少なくとも、津波の高さ、津波が到来する方向、津波の継続時間といった津波防護対策の設計に必要な津波の内容が、本件津波と同様であることが予見できる必要がある。）、②①が確立した科学的知見に裏付けられていること、③経済産業大臣が①及び②を認識し又は容易に認識し得る状況にあったことが認められる必要があるというべきである。

イ 福島第一発電所事故前において、本件津波と同規模の津波の到来を予見することはできなかったこと

従前から主張しているとおおり、福島第一発電所事故前においては、地震や津波の専門家においても、福島県沖の海溝沿いで、本件のごときマグニチュード9クラスの巨大地震及び巨大津波の発生・到来は想定されていなかったものである(マグニチュードは、1大きくなるとエネルギーが約31.6倍になるという関係にあるから、本件地震は、長期評価が予測していたマグニチュード8クラスの地震よりもはるかに大きいものである。)。しかも、「2011年東北地方太平洋沖地震は、1896年明治三陸地震と同様な津波地震タイプと、869年貞観地震タイプの地震が同時に発生し、連動することによって規模が大きくなったと考えられ」ているところであるが(佐竹意見書〔丙B第40号証の3〕34ページ)、福島第一発電所事故前においては、そもそも福島県沖の海溝沿いで津波地震が発生する可能性の有無という点だけ見ても地震学者の間で賛否が分かっていた状況にあっただけでなく、貞観地震についてもその知見を確立するためには調査研究を継続する必要がある段階にあったのであり、いずれも知見が確立したというには到底いえない状況にあった。ましてや、貞観地震タイプの地震と明治三陸地震と同様の津波地震タイプの地震が同時発生するなどということは、地震学界では全く想定されていなかった(甲A第

2号証・政府事故調最終報告書303, 304ページ参照)。

したがって、被告国が、福島第一発電所事故前において、本件津波と同程度の津波が福島第一発電所に到来する危険性が高度にかつ切迫していることを予見できたとはいえないし、そのような津波が福島第一発電所に到来する科学的知見が確立していたともいえない。

ウ 福島第一発電所事故前において、福島第一発電所に敷地高を超えてくる津波の予見可能性すらなかったこと

(7) 福島第一発電所事故前において、2008年試算に基づく津波の試算結果が科学的知見として確立していなかったこと

a 仮に、被告国が、本件津波よりも相当に規模が小さい2008年試算(甲B第72号証)で推計された津波を認識することができたのであれば、被告国に予見可能性があったと解する余地があるとしても、福島第一発電所事故前において、2008年試算の基になった長期評価の考え方ですら科学的に確立した知見となっていたとはいえない上、長期評価の考え方を取り入れたからといって、直ちに津波評価技術の手法によって2008年試算と同様の試算がされることにはならないから、福島第一発電所事故前において、2008年試算に基づく津波の試算が科学的知見として確立したものとなっていたとは到底いえない。

b 長期評価の考え方が、専門家の間でコンセンサスを得た見解ではなかったこと、つまり科学的根拠を欠く未成熟な見解であったことについては、被告国第15準備書面第2の2(16ないし22ページ)で述べたとおりである。

この点について、補足すると、本件訴訟で原告らが被告国の予見可能性を立証する上で中核に据えるいわゆる2008年試算のきっかけを作った、つまり被告東電に対して長期評価に基づく津波を試算して

福島第一発電所への影響を調べるよう示唆した今村教授も、その意見書（丙B第93号証）において、「長期評価は、日本海溝付近のどこでも津波地震が起きる可能性があるということについて、従来なかった新たな理学的知見を提示するものではなく、メカニズム的に否定できないという以上の理学的根拠を示していませんでしたし、津波地震が起きるとしても、その規模としてなぜ明治三陸地震と同程度のものが起こりうるのかということについては何らの具体的根拠も示していませんでした。…これらのことから、私は、津波工学者として、歴史的・理学的知見が十分に定まっておらず、逆に三陸沖と福島沖・茨城沖との違いを示唆する理学的知見が存在した津波地震について、既往津波地震について考慮する以外に、それを超えて日本海溝沿いのどの地域でも発生すると取り扱うべきとはとても考えられませんでしたし、多くの専門家も同様に考えていました。つまり、福島沖・茨城沖でも三陸沖や房総沖と同様の津波地震の発生が否定できないというのは、発生をうかがわせる科学的なコンセンサスは得られておらず、単に理学的根拠をもって発生を否定することができないだけの津波であって、理学的根拠から発生がうかがわれるという科学的なコンセンサスが得られている津波であるとは考えられていなかったのです。」

（同号証20，21ページ）などと長期評価が未成熟な知見にすぎなかった旨供述した上、東電に長期評価に基づく津波を試算して福島第一発電所への影響を調べるよう示唆した点についても、「即座に長期評価を取り込んだ対策をすべきであるという趣旨ではな」（同号証31ページ）だった旨供述している。

また、津波工学の創始者である東北大学首藤伸夫名誉教授も、その意見書（丙B第95号証）において、「当時の福島沖に関する長期評価の見解は専門家の間でもコンセンサスが得られていなかったもので

すので、この見解は確定論に取り入れ、直ちに対策を取らせるような説得力のある見解とは考えられていませんでした。」（同号証23ページ）と述べているところである。

(イ) 被告国は、2008年推計の存在を知り得なかったこと

しかも、被告国は、本件地震の4日前である平成23年3月7日に、被告東電から2008年推計に基づいた報告を受けるまで、福島第一発電所の敷地高(O. P. +10メートル)を超える津波が到来するという可能性があることを示す試算結果の報告を受けたことがなく(被告国第2準備書面第4の3(5)カ・35, 36ページ)、原子力発電所の安全性について二次的かつ補完的責任を負うにとどまる被告国には、福島第一発電所に到来する可能性のある津波の高さを自ら試算したり、事業者に対してその試算をさせたりするといった、積極的な情報収集及び調査をする義務もなかったのであるから(被告国第14準備書面第3・6ないし8ページ参照)、被告国が、平成23年3月7日よりも前の時点において、2008年試算の試算結果を認識する機会は、およそなかったといわざるを得ない。

(ウ) 被告国は、長期評価に対して、津波対策に活かすことのできるだけの成熟した知見とはなっていないという専門的な判断を下していたこと

なお、念のため付言すると、被告国は、前記(イ)のとおり、積極的な情報収集及び調査をする義務を負っていなかったものであるが、そうであるからといって、長期評価の考え方について全く検討を加えていなかったわけではない。被告国は、福島第一発電所事故前において、長期評価の考え方について十分に検討を加えた上で、長期評価の考え方が津波対策に活かせるだけの成熟した知見となっていないということについて専門的判断を下していた。

すなわち、中央防災会議の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する

る専門調査会報告では、防災対象地震の選定は過去に実際に発生した地震に基づき検討することを基本とするとともに、地震像が明らかになっておらず津波の再現モデルが構築できなかった地震については、津波堆積物等の調査の進展を待って取り扱いを検討することとし、被告国第2準備書面第4の3(5)ウ(31ないし33ページ)のとおり、長期評価の見解を採用しないという判断を下していた(丙B第9号証, 甲A第2号証・政府事故調最終報告書307ページ)。また、被告国第10準備書面第1の3(11ないし14ページ)のとおり、保安院は、福島第一発電所事故前から、原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的知見の収集・評価をして、重要な知見については耐震安全評価に反映させていたところ、平成22年12月16日付けの「原子力施設の耐震安全性に係る新たな科学的・技術的知見の継続的な収集及び評価への反映等のための取組について」(平成21年度)と題する報告書(丙A第41号証)においては、地震調査研究推進本部の「全国地震動予測地図」が、専門家の審議を踏まえて、「新知見情報」(国内原子力施設への適用範囲・適用条件が合致し、耐震安全性評価及び耐震裕度への変更が必要なもの)ではなく、「新知見関連情報」(原子力施設の耐震安全性評価に関連する新たな情報を含み、耐震安全性の再評価や耐震裕度の評価変更につながる可能性のある)と位置づけられており、長期評価の考え方を耐震安全評価に直ちに反映する必要があるなどとは判断されていなかった(名倉氏の陳述書〔丙B第96号証〕27, 28ページ)。

このように、被告国は、福島第一発電所事故前、「長期評価」が津波対策に活かせるだけの成熟した知見であるとはいえないという専門的な判断を下していたのであり、このような判断は、当時の地震学及び津波学の知見に照らし合理的な判断であるから、このような判断があるにもかかわらず、これを無視ないし捨象してそれと異なる評価を下すこと

は、厳に慎まなければならないというべきである。

(I) まとめ

以上のとおり、仮に、被告国が2008年試算で想定された津波を認識することができたのであれば、被告国に予見可能性があったと判断される余地があるとしても、2008年試算の元となる長期評価の考え方が科学的に確立したものとなっていなかった上、本件地震の4日前である平成23年3月7日より前の時点において、被告国が2008年試算の試算結果を認識することもできなかった以上、本件津波と同程度の津波が福島第一発電所に到来する危険性が高度にかつ切迫していることを予見できたとはいえないし、そのような津波が福島第一発電所に到来する科学的知見が確立していたともいえない。

- (3) 被害の発生の危険性が高度にかつ切迫していなくても予見可能性が認められる余地があるとしても、地震対策が喫緊の課題と認識されていた福島第一発電所事故前においては、津波対策をすべく規制権限を行使しなかったことが著しく合理性を欠くと評価される余地がないこと

ア 被害の発生の危険性が高度にかつ切迫していなくても予見可能性が認められる余地があるとしても、その場合の津波対策とその他の対策の優先順位の判断は、経済産業大臣の専門的・技術的裁量に委ねられていること

被告国は、規制権限の不行使の違法に係る予見可能性が認められるためには、被害の発生の危険性が高度にかつ切迫している必要があると主張しているところ、仮に、このような高度にかつ切迫した危険性までは必要とされないと解する余地があるとしても(ただし、その場合でも、被害の発生の危険性及び切迫性が相当程度認められる必要があるということはいうまでもない。)、そのように解した場合には、直ちに対策を採る必要性が高くない以上、その危険性の高さ及び切迫性の程度に応じて、経済産業大臣の負う義務の内容も当然に異なることになる应考虑すべきである。

すなわち、本件についていえば、敷地高を超えて津波が到来する危険が高度にかつ切迫しているのであれば、津波に対する措置を採る必要性・切迫性が極めて高いことになるから、緊急安全対策のごとく、危険を回避できる可能性がそれ程高いとまではいえない暫定的な措置であったとしても、早急に対応できる措置から順に対策(例えば、消防車の整備など。)を採ることを事業者に求め、最終的には、安全性の高い恒久的な対策までも採るように求めるという考え方が一定の合理性を有するのに対し、敷地高を超えて津波が到来する危険性が高度でない又はそこまで切迫したものでない場合には、津波に対する措置を採る必要性・切迫性が相対的に低くなることから、時間をかけてでも安全性の高い恒久的な対策(例えば、防潮堤の建設など。)を採るように求めることも当然に許されるというべきであり、津波対策よりも優先して対策を採るべき事柄(例えば、地震対策など。)が存在するのであれば、そちらの対策を優先することも許されるというべきである(いわゆる「グレーデットアプローチ」。この考え方については、被告国第15準備書面第1の1・1ないし6ページ参照。)。そして、その際の津波対策とその他の対策の優先順位についての判断は、経済産業大臣の専門的・技術的裁量に委ねられていると解される。

イ 長期評価によって福島第一発電所の敷地高を超える津波の発生を予見できた可能性があるとしても、福島第一発電所事故前においては、その津波が到来する危険性は高度とも、切迫していたともいえなかったこと

福島第一発電所事故前において、被告国に福島第一発電所の主要地盤に遡上してくる津波高さを持つ津波についての予見可能性があったとしても、以下のとおり、その津波が起こることが高度にかつ切迫していたとはいえず、被告国がそのことを認識できたともいえない。

すなわち、長期評価は、日本海溝沿いであれば南北を問わずどこでも明治三陸地震級の津波地震が起こり得るとしていたが、明治三陸地震と同様

の地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの特定海域で発生する発生間隔については、1896年の明治三陸地震の断層長が三陸沖北部から房総沖の海溝寄り全体0.25倍程度を占めることから、特定の海域では同様の地震が530年に1回発生するものとして、ポアソン過程から今後10年以内の発生確率を2パーセント程度、20年以内で4パーセント程度、今後30年以内で6パーセント程度と算出しており（長期評価〔甲B第4号証〕5、13ページ）、他の領域で起こり得る次の地震の発生確率に比しても特段高いものではなかった。そうすると、長期評価における発生確率をもってしては、福島第一発電所事故前において、福島第一発電所の主要地盤に遡上してくる津波が到来する危険性が高いとも切迫していたともいえないし、被告国がそのことを認識できたともいえない。敷地高を超える津波が起こり得ることと、その津波が起こる危険性が高度にかつ切迫していることとは截然と区別され、これを混同して論ずることは許されないと、後者については、その津波の原因となる地震の繰り返し性など別の観点から判断する必要がある。

このように、本件においては、万が一、長期評価によって福島第一発電所の敷地高を超える津波の発生を予見することができた判断される余地があるとしても、福島第一発電所事故前においては、その危険性は高度とも、切迫していたともいえなかったのであるから、他に優先的に行う事柄があれば、その対策を優先することも許される状況にあったというべきである。

ウ 福島第一発電所事故前は、地震対策が喫緊の課題と認識されていたため、津波対策をすべく規制権限を行使しなかったことが著しく合理性を欠くと評価される余地はないこと

そして、福島第一発電所事故前においては、地震対策が喫緊の課題と認識されており、その対策に物的、人的資源（資金や人材等）を傾けていたの

であるから、津波対策を優先すべく規制権限を行使しなかったことをもって、規制権限の不行使が違法になるとはいえない。

すなわち、福島第一発電所事故前は、いわゆる「阪神・淡路大震災」を契機として一連の地震対策が喫緊の課題と考えられていたことから、被告国は、平成13年に耐震設計審査指針の改訂作業を始め、平成18年9月19日にこれを改訂し、同月20日から耐震バックチェックを進めていたものであり、これらに資源を投入していたことから、優先度の高くない津波対策に十分な資源を投資することができなかった（岡本意見書〔丙B第85号証の1〕11ページ、阿部意見書〔丙B第94号証〕43ページ）。とはいえ、被告国は、被告国第10準備書面第1の2（8ないし11ページ）のとおり、津波の危険性を軽視していたわけではなく、平成18年に改訂された耐震設計審査指針の中に津波対策の必要性を明記した上で、耐震バックチェックを実施する中で、事業者に対して、津波の対策も検討するように求めていた。

このように、地震対策が喫緊の課題と考えられていた福島第一発電所事故前の状況に照らすと、被告国が、福島第一発電所の敷地高を超える津波が到来する危険性が高度にかつ切迫しているとはいえない状況において、地震対策を優先して、原告らが指摘するような規制権限を行使しなかったことが著しく合理性を欠くと評価される余地はなく、規制権限の不行使が違法になる余地はないというべきである。

5 結果回避可能性について

(1) 結果回避可能性の判断枠組みについて

ア 規制権限の不行使が違法となるのは、ある時点において、予見可能な被害に応じた適切な結果回避措置（規制権限の行使）をすべきであったにもかかわらず、それを怠ったという行為規範からの逸脱という点に求められるから、結果回避可能性を考える上では、その当時適切と考えられていた

結果回避措置によって結果を回避できる可能性があったのかどうかを問題とすべきである。しかも、規制権限の不行使が違法となるということは、行政庁に一定の規制権限の行使を義務付けるということであり、それによって、事業者は行使された規制権限の内容に沿って結果回避措置を実施しなければならないことになるのであるから、事業者にそのような負担を負わせる前提として、規制権限を行使することによって実施されることになる結果回避措置によって被害が発生するのを回避することができることについては、客観的かつ合理的な根拠がなければならないというべきである。そうすると、ある結果回避措置に結果回避可能性があるというためには、原則として、規制権限の不行使が問題となっている時点で、当該結果回避措置を採ることが物理的に可能であっただけでは足りず、当時の確立した科学的・工学的知見によって、当該結果回避措置が問題となっている被害を回避できる措置として導かれる状況にあったことが必要となるというべきである。

この点、大阪泉南アスベスト最高裁判決について、「石綿工場における石綿製品の製造・加工等の工程は、多種多様な作業内容及び作業用機械が多数ないし連続的に組み合わさったものであるために、それぞれの作業に適合した局所排気装置を設置する必要がある、しかも、機械の種類やその配置状況など、作業現場ごとの実情に応じた設置・設計が必要である。このような局所排気装置の特性等を考慮すると、局所排気装置についての実用的な工学的知見がない状況でその設置を法的に義務付けることは、使用者に著しい困難を強いることとなりかねず、局所排気装置の設置を法的に義務付けるためには実用的な工学的知見の確立（及びその広範な普及）を要するとする見解にも相応の理由があるといえよう（特に本件では罰則付きで設置を義務付けるのであるから義務付けに当たってはより慎重な検討を要しよう。）」、「石綿の粉じんにより生命及び身体という重要な法益

に重大かつ深刻な被害が生じていたにもかかわらず、使用者に対する国の行政指導が十分なものでなく、他方で、石綿工場の労働者において石綿の粉じんばく露防止策を採ることは困難であったなどの事情が認められるのであり、このような事情の下では、国による結果回避可能性、すなわち、局所排気装置の設置の義務付けの可能性については緩やかに（前倒しで）判断されるべきであるように思われる。」（角谷昌毅「最高裁判所判例解説」法曹時報68巻12号3162，3163ページ〔丙B第91号証〕）とあるように、大阪泉南アスベスト最高裁判決は、既に重要な法益に重大かつ深刻な被害が生じていたというような結果回避措置を早急に実施しなければならないという状況にあったことなどを考慮して、例外的に、結果回避可能性が認められる時期を工学的知見が確立するよりも早めたものと解される。

このように、大阪泉南アスベスト最高裁判決は、前記のような例外的な状況の下で、結果回避可能性が認められる時期を工学的知見が確立するよりも早める可能性あることを認めているとはいえ、他方で、「昭和33年頃には、局所排気装置の設置等に関する実用的な知識及び技術が相当程度普及して石綿工場において有効に機能する局所排気装置を設置することが可能とな」っていたことをもって、「石綿工場に局所排気装置を設置することを義務付けるために必要な実用性のある技術的知見が存在するに至った」という判断もしている（同号証3160ページ）のであって、結果回避可能性があるというためには、少なくとも、その知見が相当程度確立していることが必要であることを前提としているものと考えられる。

イ また、それまでの最高裁判決もまた、結果回避の可否に当たって、単なる物理的可否だけを問題にすれば足りるという前提でないと理解すべきであり、工学的知見に基づいた具体的な措置に基づく結果回避の可否を問題にしているのは、これまで最高裁が一貫して採ってきた立場というべきで

ある。すなわち、筑豊じん肺最高裁判決においても、その結果回避につながる措置が当時の技術水準からかなり限定されて特定されていたために、どのような結果回避措置を想定すべきかが正面から論じられたわけではないが、少なくとも、筑豊じん肺最高裁判決では、昭和30年代において、衝撃式さく岩機の湿式型化による粉じんの発生を著しく抑制できるという工学的知見が明らかであったこと及びそれを導入する技術的知見があったことが前提となっており、当時の被害拡大のための措置として当時の工学的知見及び技術的知見によると、湿式型化した衝撃式さく岩機しか一般的に考えられないことを踏まえたものであり、当時の結果回避措置を考えるに当たって、工学的知見及び技術的知見を取り入れることを所与のものとしているといえる。

ウ このような大阪泉南アスベスト最高裁判決に至るまでの一連の最高裁判決の考え方からすれば、本件のように、いまだに被害が生じておらず、被害発生の切迫性が高かったといえない事案においては、規制権限の不行使が問題となっている時点で、当該結果回避措置を採ることが物理的に可能であることだけでなく、当時の確立した科学的・工学的知見によって、当該結果回避措置が問題となっている被害を回避できる措置として導かれる状況にあったことが必要というべきであり、このような当該結果回避措置を前提とした結果回避の可否が論じられるべきである。

(2) 本件における結果回避措置として、福島第一発電所事故後に講じられたのと同様の規制措置を措定することはできないこと

ア 仮に、福島第一発電所事故前において、被告国に、2008年試算で試算された津波と同程度の津波が到来することが予見できたと認められる余地があるとしても、福島第一発電所事故以前の原子力工学の知見から導かれる結果回避措置は、防潮堤の設置であって、福島第一発電所事故後に講じられた規制措置と同様の措置ではない。

すなわち、福島第一発電所事故後に講じられた規制措置は、本件地震及び本件津波により重大事故が実際に発生したことを受けて、事故後に得られた科学的知見及び工学的知見を考慮するとともに、事故による教訓を踏まえて、「世界一厳しい基準」（丙C第4号証「原子力発電所の新規制基準の策定経緯と課題」142ページ）とも評される規制基準を策定し、津波対策として、防潮堤の設置のほか、安全上重要な設備への浸水対策などを求め、重大事故等対策施設が津波により必要な機能が失われないように、主要施設の水密化、非常用電源等の高所配置等を規制要求化したものであり、福島第一発電所事故以前において、国内外の原子力発電所で、その全ての措置を講じていた施設は見当たらない（岡本意見書〔丙B第85号証の1〕16ページ）。このように福島第一発電所事故後に採られた厳格な規制措置は、飽くまで福島第一発電所事故という具体的な事象を基礎とし、新たに得られた知見も踏まえて初めて策定されたものであるから、これをもって、福島第一発電所事故前における結果回避措置もこれと同様の措置が可能であったなどと考えることはできない。むしろ、福島第一発電所事故前の知見を前提にして津波対策を講じる場合には、防潮堤を設置することが工学的に合理的な発想であったから、仮に、予見可能性が認められるのであれば、結果回避措置としては防潮堤の設置が導かれることになるはずである。

イ そして、福島第一発電所事故前においては、長期評価及び2008年試算を踏まえた防潮堤を設置したとしても、福島第一発電所事故を回避できなかったものである。なお、この点については、被告国の平成29年6月12日付け求釈明書に対する原告らの回答を待って、追って主張する予定である。

ウ したがって、本件においては、万が一予見可能性が認められる余地があるとしても、少なくとも、結果回避可能性は認められないというべきであ

る。

以 上

略称語句使用一覧表

| 略 称 | 基 本 用 語 | 使用書面 | ページ | 備考 |
|-----------------|--|------|-----|----|
| 本件地震 | 平成23年3月11日午後2時46分頃 発生したマグニチュード9.0の地震 | 答弁書 | 6 | |
| 被告東電 | 相被告東京電力株式会社 | 答弁書 | 6 | |
| 福島第一発電 所 | 福島第一原子力発電所 | 答弁書 | 6 | |
| 福島第一発電 所事故 | 福島第一発電所において放射性物質が放 出される事故 | 答弁書 | 7 | |
| I N E S | 国際原子力・放射線事象評価尺度 | 答弁書 | 7 | |
| 政府事故調査 中間報告書 | 政府に設置された東京電力福島原子力発 電所における事故調査・検証委員会作成 の平成23年12月26日付け「中間報 告」 | 答弁書 | 8 | |
| 炉規法 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規 制に関する法律 | 答弁書 | 8 | |
| 国会事故調査 報告書 | 国会における第三者機関による調査委員 会が発表した平成24年7月5日付け報 告書 | 答弁書 | 10 | |
| O. P. | 「Onahama Peil」 (小名浜港工事基準 面) | 答弁書 | 11 | |
| 東電事故調査 報告書 | 被告東電作成の平成24年6月20日付 け「東電事故調査報告書」 | 答弁書 | 12 | |
| S P E E D I | 緊急時迅速放射能影響予測ネットワーク システム | 答弁書 | 21 | |

| | | | | |
|----------------|--|--------|----|--|
| ERSS | 独立行政法人原子力安全基盤機構が運用している緊急時対策支援システム | 答弁書 | 22 | |
| 国賠法 | 国家賠償法 | 答弁書 | 32 | |
| 放射線障害防止法 | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 | 第1準備書面 | 9 | |
| 原災法 | 原子力災害対策特別措置法 | 第1準備書面 | 9 | |
| 省令62号 | 発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令 | 第1準備書面 | 11 | |
| 原賠法 | 原子力損害の賠償に関する法律 | 第1準備書面 | 12 | |
| 保安院 | 原子力安全・保安院 | 第1準備書面 | 15 | |
| 原子力安全基盤機構 | 独立行政法人原子力安全基盤機構 | 第1準備書面 | 18 | |
| 本件設置等許可処分 | 内閣総理大臣が昭和41年から昭和47年にかけて行った福島第一発電所1号機ないし同発電所4号機の各設置（変更）許可処分 | 第1準備書面 | 20 | |
| 後段規制 | 設計及び工事の方法の認可，使用前検査の合格，保安規定の認可並びに施設定期検査までの規制 | 第1準備書面 | 21 | |
| 昭和39年原子炉立地審査指針 | 昭和39年5月27日に原子力委員会によって策定された原子炉立地審査指針 | 第1準備書面 | 23 | |
| 昭和45年安全設計審査指針 | 軽水炉についての安全設計に関する審査指針について（昭和45年4月23日原子力委員会了承） | 第1準備書面 | 23 | |
| 地震本部 | 地震調査研究推進本部 | 第1準備書面 | 27 | |

| | | | | |
|---------------|---|--------|----|--|
| 平成13年安全設計審査指針 | 平成13年3月29日に一部改訂がされた安全設計審査指針 | 第1準備書面 | 30 | |
| 平成13年耐震設計審査指針 | 平成13年3月29日に一部改訂がされた耐震設計審査指針 | 第1準備書面 | 31 | |
| 平成18年耐震設計審査指針 | 平成18年9月19日に原子力安全委員会において新たに決定された耐震設計審査指針 | 第1準備書面 | 35 | |
| 政府事故調査最終報告書 | 政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成24年7月23日付け「最終報告」 | 第1準備書面 | 59 | |
| 原告ら第13準備書面 | 原告らの2015年(平成27年)5月15日付け準備書面13 | 第2準備書面 | 7 | |
| クロロキン最高裁判決 | 最高裁判所平成7年6月23日第二小法廷判決(民集49巻6号1600ページ) | 第2準備書面 | 8 | |
| 宅建業者最高裁判決 | 最高裁判所平成元年11月24日第二小法廷判決(民集43巻10号1169ページ) | 第2準備書面 | 10 | |
| 延宝房総沖地震 | 慶長三陸地震(1611年)及び1677年11月の地震 | 第2準備書面 | 20 | |
| 津波評価技術 | 土木学会原子力土木委員会が、平成14年2月に刊行した、「原子力発電所の津 | 第2準備書面 | 22 | |

| | 波評価技術 | | | |
|------------|---|--------|----|--|
| 長期評価 | 地震調査研究推進本部（地震本部）が、平成14年7月31日に公表した、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」 | 第2準備書面 | 26 | |
| 女川発電所 | 東北電力株式会社女川原子力発電所 | 第2準備書面 | 40 | |
| 浜岡発電所 | 中部電力株式会社浜岡原子力発電所 | 第2準備書面 | 40 | |
| 大飯発電所 | 関西電力株式会社大飯発電所 | 第2準備書面 | 40 | |
| 泊発電所 | 北海道電力株式会社泊発電所 | 第2準備書面 | 40 | |
| 貞観津波 | 西暦869年に東北地方沿岸を襲った巨大地震 | 第2準備書面 | 54 | |
| 佐竹ほか（2008） | 平成20年に刊行された「石巻・仙台平野における869年貞観津波の数値シミュレーション」（佐竹健治・行谷佑一・山木滋） | 第2準備書面 | 56 | |
| 合同WG | 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波，地質・地盤合同ワーキンググループ | 第2準備書面 | 58 | |
| 本件各評価書 | 被告東電の耐震バックチェック中間報告書に対する保安院の評価書（「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所5号機耐震安全性に係る中間報告の評価について」及び「耐震設計審査指針の改訂に伴う東京電力株式会社福島第二原子力発電所4号機 | 第2準備書面 | 58 | |

| | | | | |
|-------------|--|--------|----|--|
| | 耐震安全性に係る中間報告の評価について」) | | | |
| 原告ら第15準備書面 | 原告らの2015年(平成27年)5月15日付け準備書面15 | 第3準備書面 | 7 | |
| 平成24年改正 | 平成24年法律第47号による改正 | 第4準備書面 | 6 | |
| 使用停止等処分 | 平成24年改正後の炉規法43条の3の23に定める保安のために必要な措置 | 第4準備書面 | 13 | |
| 原告ら第19準備書面 | 原告らの2015年(平成27年)10月1日付け準備書面19 | 第5準備書面 | 5 | |
| 伊方原発訴訟最高裁判決 | 最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1174ページ) | 第6準備書面 | 7 | |
| 原告ら第18準備書面 | 原告らの2015年(平成27年)10月1日付け準備書面18 | 第6準備書面 | 7 | |
| 筑豊じん肺最高裁判決 | 最高裁判所平成16年4月27日第三小法廷判決(民集58巻4号1032ページ) | 第6準備書面 | 12 | |
| 関西水俣病最高裁判決 | 最高裁判所平成16年10月15日第二小法廷判決(民集58巻7号1802ページ) | 第6準備書面 | 14 | |
| 推進地域 | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 | 第6準備書面 | 29 | |
| 別件千葉訴訟 | 千葉地方裁判所平成25年(ワ)第515号, 同第1476号及び同第1477号事件 | 第8準備書面 | 6 | |

| | | | |
|------------|---|---------|----|
| 佐竹氏 | 佐竹健治氏 | 第8準備書面 | 6 |
| 島崎氏 | 島崎邦彦氏 | 第8準備書面 | 6 |
| 都司氏 | 都司嘉宣氏 | 第8準備書面 | 7 |
| 阿部氏 | 阿部勝征氏 | 第8準備書面 | 9 |
| 日本気象協会 | 財団法人日本気象協会 | 第8準備書面 | 20 |
| 深尾・神定論文 | 深尾良夫・神定健二「日本海溝の内壁直下の低周波地震ゾーン」と題する論文 | 第8準備書面 | 50 |
| 阿部（1999） | 1999年に発表された阿部氏の論文「遡上高を用いた津波マグニチュードM _t の決定－歴史津波への応用－」 | 第8準備書面 | 95 |
| 原告ら第25準備書面 | 原告ら2016〔平成28〕年2月19日付け準備書面25 | 第9準備書面 | 1 |
| 事故解析評価 | 原子炉施設の事故防止対策に係る解析評価 | 第9準備書面 | 2 |
| 審査基準等 | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 | 第9準備書面 | 6 |
| とりまとめ | 原子力安全委員会の原子力安全基準・指針専門部会地震・津波関連指針等検討小委員会が平成24年3月14日に公表した「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について」 | 第9準備書面 | 9 |
| 本件事故 | 福島第一発電所事故 (答弁書7ページで設定された略称) | 第10準備書面 | 7 |
| 崎山氏 | 崎山比早子氏 | 第12準備書 | 7 |

| | | | | |
|----------------|--|-------------|----|--|
| | | 面 | | |
| 崎山意見書 | 崎山比早子氏の意見書 | 第12準備書 面 | 7 | |
| 原告ら第16 準備書面 | 原告らの2015（平成27）年7月1 6日付け準備書面16 | 第12準備書 面 | 7 | |
| 1990年勧 告 | 国際放射線防護委員会（ICRP）が平 成2年（1990年）に行った勧告 | 第12準備書 面 | 7 | |
| 2007年勧 告 | 国際放射線防護委員会（ICRP）が平 成19年（2007年）に行った勧告 | 第12準備書 面 | 7 | |
| 低線量被ばく WG | 低線量被ばくのリスク管理に関するワー キンググループ | 第12準備書 面 | 12 | |
| 福島第二発電 所 | 被告東電の福島第二原子力発電所 | 第12準備書 面 | 20 | |
| 避難区域 | 被告国が、原災法に基づき、各地方公共 団体の長に対し、住民の避難を指示した 区域（福島第一発電所から半径20km 圏内、福島第二発電所から半径10km 圏内の区域） | 第12準備書 面 | 20 | |
| 計画的避難地 域 | 被告国が、原災法に基づき、各地方公共 団体の長に対し、計画的な避難を指示し た区域（福島第一発電所から半径20k m以遠の周辺地域のうち、事故発生から 1年以内に積算線量が20mSvに達する おそれのある区域） | 第12準備書 面 | 21 | |
| 避難指示等対 象区域 | 被告国や地方公共団体が住民に避難等を 要請した区域内 | 第12準備書 面 | 38 | |

| | | | |
|------------|--|---------|----|
| 自主的避難対象区域 | 福島県内の地域で避難指示等対象区域を除く一定の地域内 | 第12準備書面 | 39 |
| 崎山意見書2 | 崎山氏の平成28年5月9日付け意見書 | 第13準備書面 | 1 |
| 原告ら第30準備書面 | 2016〔平成28〕年7月21日付け原告ら準備書面30 | 第13準備書面 | 1 |
| 佐々木ほか連名意見書 | 平成28年10月26日付け佐々木康人ほか16名作成に係る連名意見書 | 第13準備書面 | 1 |
| LSS第14報 | 原爆被爆者の死亡率に関する研究, 第14報, 1950-2003年: がんおよびがん以外の疾患の概要 | 第13準備書面 | 6 |
| 高橋意見書 | 平成28年8月25日付け高橋秀人作成に係る意見書 | 第13準備書面 | 24 |
| 岡本教授 | 岡本孝司教授 | 第15準備書面 | 3 |
| 山口教授 | 山口彰教授 | 第15準備書面 | 5 |
| 津村博士 | 津村建四朗博士 | 第15準備書面 | 6 |
| 失敗学会報告書 | 福島原発における津波対策研究会・報告書 | 第15準備書面 | 8 |
| 原告ら第34準備書面 | 2016〔平成28〕年9月30日付け準備書面34 | 第15準備書面 | 9 |
| 松澤教授 | 松澤暢教授 | 第15準備書面 | 18 |
| 原告ら準備書 | 平成27年12月3日付け原告ら準備書 | 第16準備書 | 1 |

| | | | | |
|---------------------|--|-------------|----|--|
| 面(22) | 面(22) | 面 | | |
| I A E A | 国際原子力機関 | 第16準備書 面 | 1 | |
| I A E A 事務 局長報告書 | 福島第一原子力発電所事故事務局長 報告書 | 第16準備書 面 | 1 | |
| 1992年勸 告 | I C R P P u b l i c a t i o n 6 3 | 第17準備書 面 | 21 | |
| 1999年勸 告 | I C R P P u b l i c a t i o n 8 2 | 第17準備書 面 | 22 | |
| 安全評価審査 指針 | 発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関 する審査指針 | 第18準備書 面 | 10 | |
| 起回事象 | 異常や事故の発端となる事象 | 第18準備書 面 | 23 | |
| 安全系 | 原子炉施設の重要度の特に高い安全機能 を有する系統 | 第18準備書 面 | 24 | |
| 原告ら第32 準備書面 | 原告らの平成28年7月25日付け準備 書面32 | 第19準備書 面 | 1 | |
| 平成3年溢水 事故 | 平成3年に福島第一発電所で発生した内 部溢水事故 | 第19準備書 面 | 1 | |
| 安全設計審査 指針 | 発電用軽水型原子炉施設に関する安全設 計審査指針 | 第19準備書 面 | 5 | |
| 政治事故調査 委員会 | 東京電力福島原子力発電所における事故 調査・検証委員会 | 第19準備書 面 | 14 | |
| 設置許可基準 規則 | 実用発電原子炉及びその附属施設の位 置、構造及び施設の基準に関する規則 | 第19準備書 面 | 17 | |
| 基準津波 | 設計基準対象施設の供用中に当該設計基 | 第19準備書 | 18 | |

| | | | | |
|----------------|-------------------------|---------|---|--|
| | 準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波 | 面 | | |
| 大阪泉南アスベスト最高裁判決 | 最高裁判所平成26年10月9日第一小法廷判決 | 第20準備書面 | 1 | |

特に断らない限り答弁書とは、平成26年9月18日付け答弁書を、第1準備書面とは平成27年3月5日付け被告国第1準備書面を、第2準備書面とは平成27年7月30日付け被告国第2準備書面を、第3準備書面とは平成27年10月15日付け被告国第3準備書面を、第4準備書面とは平成27年12月17日付け被告国第4準備書面を、第5準備書面とは平成28年3月3日付け被告国第5準備書面を、第6準備書面とは平成28年3月3日付け被告国第6準備書面を、第8準備書面とは平成28年8月4日付け被告国第8準備書面を、第9準備書面とは平成28年8月4日付け被告国第9準備書面を、第10準備書面とは平成28年10月13日付け被告国第10準備書面を、第12準備書面とは平成28年12月15日付け被告国第12準備書面、第13準備書面とは平成29年3月2日付け被告国第13準備書面を、第15準備書面とは平成29年6月1日付け被告国第15準備書面を、第16準備書面とは平成29年8月31日付け被告国第16準備書面を、第17準備書面とは平成29年8月31日付け被告国第17準備書面を、第18準備書面とは平成29年11月30日付け被告国第18準備書面を、第19準備書面とは平成29年11月30日付け被告国第19準備書面を、第20準備書面とは平成29年11月30日付け被告国第20準備書面を指す。